

名寄市自治基本条例を 知っていますか？

連載
No. 6
最終回

本市のまちづくりを進めるための基本ルールとして平成22年4月に施行された「名寄市自治基本条例」は、第35条に基づき令和6年3月から見直し検討が行われてきました。アンケートの実施や検討委員会を重ね、令和6年9月に見直し検討のすべてを終えました。



9月13日(金)開催 名寄市自治基本条例庁内検討会議

市では副市長、教育長、部長職で構成する「名寄市自治基本条例庁内検討会議」を開催し、名寄市自治基本条例検討委員会での検討経過や意見書の内容を考慮したうえで、条例改正の必要性や市の取り組みについて検討を行いました。

◆意見書の内容

条例の見直しについて	<ul style="list-style-type: none"> 市民意識や社会状況の変化に対して改正の必要はない 条例の条文は、まちづくりを進めるための基本的ルールとして適切に表現されており、不備は見当たらない
市の取り組みについて	①市民周知 ②市民参加 ③共生社会の推進 ④学習機会の整備

◆庁内検討会議の検討結果

条例の見直しについて	意見書の内容を踏まえ、条例の見直し(改正)の必要はないと判断
市の取り組みについて	現在行っている市の取り組みに加え、意見書の内容を考慮し今後も取り組みを推進する

今後も、本市のまちづくりを進めるための基本ルールである「名寄市自治基本条例」に基づき、市民・議会・市が協働しながら「市民が主体のまちづくり」進めていきましょう。

問い合わせ 総合政策部地域課題担当 (名寄庁舎3階) ☎01654③2111 (内線3311)